

広島県地域医療介護総合確保事業実施要綱

(通則)

第1条 広島県地域医療介護総合確保事業補助金を活用して行われる医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画に基づき実施する事業については、この要綱に定めるところによるものとする。

(事業内容)

第2条 この要綱に基づく事業は、次の事業とする。

(1) 看護学校教育環境整備事業

ア 目的

この事業は、看護師等養成所の養成数や実習施設等の確保の推進に係る事項について、地域の実情に応じた検討及び協議を行うとともに、看護師養成所の新築、増改築及び改修に必要な施設整備、看護職員の養成に必要な設備整備を促進し、教育環境を改善することにより、看護職員の養成数の確保及び資質の向上を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町、地区医師会及び看護師等養成所とする。

ウ 事業内容

(ア) 看護師等養成所の教育環境の整備を目的とした新築、増改築及び改修工事を行う。

(イ) 看護師等養成所の教育環境整備を目的とした設備整備を行う。

(ウ) (ア) 及び (イ) を対象とする補助事業を実施する市町に補助金を交付し、施設整備、設備整備の促進を図る。

(エ) 看護師等養成所の養成数や実習施設等の確保の推進に係る事項について、地域の関係機関等で構成される検討会議等により検討、協議、その他必要な事業を行う。

(2) 看護師等養成所の看護教員確保事業

ア 目的

この事業は、看護師等養成所の看護教員の確保対策に関する事業について助成し、看護職員の養成数の確保及び資質の向上を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、地区医師会及び看護師等養成所とする。

ウ 事業内容

看護教員の確保のための就職説明会の開催及び広報活動を実施する。

(3) 医療従事者等の確保・養成のための事業

ア 目的

この事業は、看護職員の不足により、病棟を休棟している病院に対し、看護職員の確保対策に関する事業について助成し、早期に休棟病棟を再開すること及び中山間地域における医療従事者の確保対策について助成することにより、地域医療の確保を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町及び医療機関とする。

ウ 事業内容

看護職員の確保のための就職説明会を開催及び医療従事者確保のためのパンフレットを作成する。

(4) 医療施設整備費補助金

ア 共同利用施設設置整備事業及び共同利用施設設備整備事業

(ア) 目的

この事業は、開放型病棟若しくは共同利用を目的とした高額医療機器を整備し、共同利用施設として地域の医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図り、もって地域の医療水準の向上に資することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町、地区医師会及び医療機関とする。

(ウ) 事業内容

開放型病棟若しくは共同利用を目的とした高額医療機器を整備する。

イ 夜間救急診療所施設整備事業及び夜間救急診療所設備整備事業

(ア) 目的

この事業は、外傷の軽症患者を受け入れる夜間救急診療所若しくは外傷の軽症患者を受け入れる夜間救急診療所として必要な医療機器等の設備を整備し、地域の初期救急医療体制の整備を図り、初期から三次までの救急医療体制の機能分化及び再構築に資することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、政令指定都市とする。

(ウ) 事業内容

外傷の軽症患者を受け入れる夜間救急診療所若しくは外傷の軽症患者を受け入れる夜間救急診療所として必要な医療機器等の設備を整備する。

(5) 医療連携情報ネットワーク整備事業

ア 目的

この事業は、「ひろしま医療情報ネットワーク」を整備することにより、全県で地域医療連携を推進するとともに、ICTを活用した在宅医療・介護ネットワークを整備することにより、効率的な医療・介護連携体制を構築することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県医師会、地区医師会及び医療機関とする。

ウ 事業内容

地域の医療機関の連携を促進するため、医療情報を効率的に共有することを目的とした「ひろしま医療情報ネットワーク」の整備に向けたネットワーク基盤の構築及びICTを活用した在宅医療・介護ネットワーク等の医療・介護情報連携体制の構築を行う。

(6) 包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業

ア 目的

この事業は、高齢者人口が増大する2025年に備え、診療体制を維持するため、中山間地域に勤務する若手・中堅医師が研鑽・活躍できる仕組みづくりを行い、医師の地域偏在の解消を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県内のへき地医療拠点病院、へき地医療支援病院及びへき地医療拠点病院が参加する医療関係団体とする。

ウ 事業内容

(ア) 医師の研修研鑽支援

過疎地域で従事する医師等を対象とした研修事業等（研修の企画・開催、地域外研修へ

の参加支援、へき地診療所への数か月ローテーション等) の実施や研修等参加のための代診医派遣を行う。

(イ) 地域内での医師確保支援

不足診療科への定期的医師派遣や、病気等(研修目的を除く。)に対応するための代診医派遣等を行う。

(ウ) 広域的人材育成・活躍支援体制の整備

実施医療機関において、研修会開催や医師派遣等の要望を調整するための指導医師(兼任)及び事務職員を配置し、全体調整を行うとともに、関係者会議を開催する。

(7) 地域医療 ICT 化推進事業

ア 目的

この事業は、地域の拠点病院の ICT 化及び地域医療連携ネットワークシステムを整備することにより、効率的な医療連携体制を構築することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町、地区医師会及び医療機関とする。

ウ 事業内容

地域の拠点病院の医療情報連携を推進するため、病院の ICT 化及び地域医療連携ネットワークシステムの整備を行う。

(8) かかりつけ医定着事業

ア 目的

この事業は、かかりつけ医を持つことの重要性を深め、意識向上させるための普及啓発を行うことで、かかりつけ医を定着させることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

ウ 事業内容

かかりつけ医を持つことの重要性をわかりやすく説明したポスターを作成し、市内全小学校区に整備されている公民館や庁舎・支所等の公共施設、病院・診療所に掲示し、かかりつけ医の普及のための周知啓発を行う。

(9) 広島口腔保健センター機能充実推進事業

ア 目的

この事業は、要介護高齢者や認知症患者等の歯科保健医療サービス提供困難者のための口腔保健推進機能の拠点の整備や人材育成等を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県歯科医師会とする。

ウ 事業内容

(ア) 広島口腔保健センター及び広島県在宅歯科医療連携室に係る施設・設備整備を行い、関係機関等との連携を推進する。

(イ) 歯科保健医療サービス提供困難者に対する歯科診療や訪問歯科診療を行う歯科医師及び歯科衛生士等に対する研修会・技術実習、並びに非就業歯科衛生士の復職支援研修会等を開催し、人材育成を行う。

(ウ) 県民に対し、歯科保健医療サービス提供困難者に対する歯科診療の重要性を周知する。

(10) 認知症疾患医療センター(診療所型)支援事業

ア 目的

この事業は、認知症疾患医療センター（診療所型）が認知症患者の症状増悪時に係る診療及び療養計画説明等を行うことにより、認知症に伴う問題行動（B P S D）の重症化や入院の長期化を防止することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、広島県の指定する認知症疾患医療センター（診療所型）とする。

ウ 事業内容

認知症患者の症状増悪時に係る診療及び療養計画説明等を行う。

(11) 医療保護入院者退院支援事業

ア 目的

この事業は、医療保護入院者の円滑な地域移行を推進することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県内の精神科病院とする。

ウ 事業内容

入院の必要性が認められなくなった医療保護入院者の退院に向けて開催される退院支援委員会に、地域援助事業者を招聘し、退院後の住居の確保や新生活の準備について必要な支援を行う。

(12) 在宅歯科医療提供時の医療安全の確保事業

ア 目的

この事業は、地域の歯科診療所が安全に安心して歯科医療を推進するために、情報提供などをを行い、医療安全対策の取組を支援することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、広島歯科医療安全支援機構とする。

ウ 事業内容

- (ア) 医療安全対策に関する知識を提供することを目的とした研修会を開催する。医療安全対策に必要な知識・技術を取得した者を認定歯科医師及び認定歯科衛生士として認定する。
- (イ) インターネットを介したシステムにより、院内感染予防対策及び医療事故防止に関するチェック項目式の自己点検（オーデット）を歯科診療所で実施し、その結果を集計、解析、評価したうえで、それぞれの歯科診療所に必要な改善支援を行う。
- (ウ) インターネットを介したヒヤリハット及び未然防止対策情報（インシデントレポート）を共有し、医療事故を未然に防止するとともに、分析結果に基づき改善点の助言等を行う。

(13) 広島市在宅歯科医療推進事業

ア 目的

この事業は、多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療の提供及び家族への支援ができる専門的な人材育成を目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、地区歯科医師会とする。

ウ 事業内容

- (ア) 在宅医療推進のため、歯科医師を対象とした摂食・嚥下障害、誤嚥性肺炎等に関する講習会を開催する。
- (イ) 誤嚥性肺炎の予防と対応のため、在宅歯科医療のあり方及び医療機関や介護関係者との連携体制等について検討する。

(14) 在宅医療を推進するための薬局の体制整備と薬剤師の資質向上事業

ア 目的

この事業は、在宅医療を推進するための薬局の体制整備と薬剤師の資質向上を目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県薬剤師会とする。

ウ 事業内容

薬局の在宅医療への参画を推進するため、在宅医療薬剤師支援センター（仮称）の施設及び設備の整備並びに医療・衛生材料供給体制の整備を実施する。

(15) 循環型認知症医療・介護連携システム推進事業

ア 目的

この事業は、認知症の入院患者の早期退院、地域移行等を促進するため、認知症病棟の機能分化及び認知症医療の標準化を図る体制並びに認知症患者を受け入れる一般科病院、介護サービス提供事業所等への支援・連携体制をモデル的に整備することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業のうち、認知症患者を受け入れる一般科病院、介護サービス提供事業所等への支援・連携体制を構築する事業の実施主体は、県精神科病院協会とする。

ウ 事業内容

認知症初期集中支援チームを設置している認知症疾患医療センターの機能を強化し、支援を必要とする一般科病院等の医療機関や介護サービス提供事業所等に、医師・専門職で構成する支援チームの派遣等を行う事業を実施する。

(16) 認知症地域連携促進事業

ア 目的

この事業は、医療・介護連携を推進するため、認知症患者の地域生活を支える関係機関が患者情報を共有することにより、症状に応じた適切なサービスの提供につなげる認知症地域連携パスの普及を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県医師会とする。

ウ 事業内容

県医師会においては、認知症地域連携パスの利用促進を図るための連携ツールの設定や改善を実施するものとする。

(17) 訪問看護の機能強化事業

ア 目的

この事業は、県内の訪問看護の機能を強化し、地域包括ケアの中心的な役割を担う訪問看護ステーション及び訪問看護人材の育成を促進するとともに、県内全域に必要な訪問看護が提供できる体制を確保し、在宅医療体制の充実を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県看護協会及び県訪問看護ステーション協議会とする。

ウ 事業内容

- (ア) 訪問看護の機能強化に係る全体検討会及び専門部会の開催
- (イ) 連携窓口の設置及び連携窓口を活用した多職種連携等の促進
- (ウ) 訪問看護師の生涯教育体系に基づく養成・専門研修の開催
- (エ) 訪問看護事業所と医療機関等との連携促進のための相互交流派遣研修等の実施
- (オ) その他訪問看護の機能強化に必要な事業

(18) 地域特性に応じた在宅医療人材育成事業

ア 目的

この事業は、在宅医療を推進するため、地域の特性に応じた人材の育成及び確保に関する課題及び対策の検討や、看護・介護の双方に対応可能な人材の育成及び確保に関する事業等について助成し、在宅医療体制の充実を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、地区医師会とする。

ウ 事業内容

(ア) 在宅医療の人材育成のための研修会等を実施する。

(イ) 地域の特性に応じた在宅医療の人材の育成及び確保の推進に係る事項について、地域の関係機関等で構成される検討会議等により検討、協議、その他必要な事業を行う。

(19) 在宅医療・介護連携強化事業

ア 目的

在宅での療養や看取りを支えることができるよう、都市部、中山間地域、島嶼部の現状を踏まえたモデル的な取組を実施する団体等を支援することにより、在宅医療介護連携の充実・強化を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、地区医師会及び圏域地域保健対策協議会とする。

ウ 事業内容

(ア) 都市部の現状を踏まえた取組

医療介護連携を促進するための連携ツールの活用、在宅医療のバックアップ体制の構築、在宅医療や終末期医療に関する医療従事者の研修及び住民への普及啓発等を実施する。

(イ) 中山間地域の現状を踏まえた取組

情報システムの機能強化及び在宅医療に関する普及啓発等を実施する。

(ウ) 島嶼部の現状を踏まえた取組

島嶼部を含めた二次医療圏での連携・協議体制を構築し、医療従事者の研修及び住民への普及啓発等を実施する。

(20) 地域包括支援センターマネジメント強化事業

ア 目的

この事業は、地域包括支援センターにおける高い専門性と組織マネジメント能力を備えた管理者等（リーダー）を育成することにより、在宅医療・介護連携のより一層の推進を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県地域包括・在宅介護支援センター協議会とする。

ウ 事業内容

在宅医療・介護連携の推進に向けた地域包括支援センターにおける医療・介護連携のネットワーク構築状況について現状を把握するとともに、地域包括支援センターの強化すべき機能や管理者等に求められるコーディネート能力についての検討を踏まえ、管理者等のマネジメント能力の強化に必要な研修プログラムを構築する。

(21) 訪問歯科衛生士養成事業

ア 目的

この事業は、歯科衛生士養成校に必要な設備を整備することにより、訪問口腔ケアカリキ

ュラム教育を構築・充実し、在宅歯科診療に対応できる歯科衛生士を養成することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県歯科医師会とする。

ウ 事業内容

訪問口腔ケアカリキュラム教育を構築・充実するために必要な歯科衛生士養成校における医療機器等の設備を整備する。

(22) 介護施設等整備事業

ア 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

ウ 事業内容

次に掲げる事業を実施する事業者に対して市町が助成する事業を対象とする。ただし、介護施設等整備事業として適当と認められない事業を除く。

(ア) 地域密着型サービス等整備等助成事業

a 地域密着型サービス等整備助成事業

次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
 - ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
 - ・ 賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。
- (b), (c), (e)及び(f)については、空き家を活用して整備する事業も対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

- (a) 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（以下「地域密着型特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ用居室」という。）

- (b) 認知症高齢者グループホーム（空き家を活用した整備を含む。）

- (c) 小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用した整備を含む。）

- (d) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

- (e) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用した整備を含む。）
- (f) 認知症対応型デイサービスセンター（空き家を活用した整備を含む。）
- (g) 介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・Cや、多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。）
- (h) 地域包括支援センター
- (i) 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づくものに限る。（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用をうける場合を含む）。以下同じ。）
- (j) 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ
- (k) 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）

なお、(22) 及び (23) 中の「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（ただし、(22) ウ (エ) b、(22) ウ (カ) 及び (23) ウ (ウ) を除く。）

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。

b 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

県計画及び市町計画に定める表1 中介護施設等欄に掲げる施設等を1施設創設することを条件に、表1中補助対象施設欄に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業者に対して市町が助成する事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

【表1】

介護施設等	補助対象施設
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（以下「特定付きケアハウス」という。） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム（以下「介護付きホーム」という。） <p>※いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム（以下「広域型特別養護老人ホーム」という。） ・広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設（以下「広域型介護老人保健施設」という。） ・広域型（定員30人以上）の介護医療院（以下「広域型介護医療院」という。） ・広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム（以下「広域型養護老人ホーム」という。） ・広域型（定員30人以上）の軽費老人ホーム（以下「広域型軽費老人ホーム」という。）

介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、県計画及び市町計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。

なお、「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表2の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（23）ウ（ア）bにおいても同じとする。

【表2】

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事

(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事等
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

※ 一定年数は、おおむね 10 年とする。

「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（23）ウ（ア）bにおいても同じとする。

【表 3】

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

（イ）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

a 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、次に掲げる施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大 6 ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号) 第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。
- ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

(a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室

(b) 介護老人保健施設

(c) 認知症高齢者グループホーム

(d) 小規模多機能型居宅介護事業所

(e) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(f) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(g) 施設内保育施設

b 介護療養型医療施設等の介護医療院や介護老人保健施設等への転換整備支援事業（開設準備経費等支援事業）

介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合も含む。）の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

c 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業

(22) ウ(ア)b の表1 中介護施設等欄に掲げる施設等や特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室や養護老人ホーム及び施設内保育施設において、(22) ウ(ア)b の表2中(1)又は(2)に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、(25) オの介護ロボット導入支援事業及びカのICT導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象となるない。

d 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

介護予防拠点（(22)アaの助成を受けているかは問わない。）における参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費）や介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職

員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費を支援する事業を対象とする。本事業の実施については、1か所につき1回限りとする。

(ウ) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)を支援する事業を対象とする。

- a 特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ用居室
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院
- d 養護老人ホーム
- e 認知症高齢者グループホーム
- f 小規模多機能型居宅介護事業所
- g 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- h 施設内保育施設

(エ) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

a 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設(いずれも、定員規模は問わない。)のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

- (a) 特別養護老人ホーム
- (b) 介護老人保健施設
- (c) 介護医療院
- (d) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設

- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス
- ・特別養護老人ホーム
- ・介護医療院
- ・認知症高齢者グループホーム

b 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(定員規模は問わない。)の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1人当たりの面積基準については、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

c 介護療養型医療施設等転換整備支援事業

介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。

また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業も対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、(c)、(d)及び(j)については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。

また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和(療

養室の床面積 1 床当たり 6.4 m²を維持したままの病床の転換) を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和 5 年度末までに 1 床当たり 8.0 m²を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。

- (a) 介護老人保健施設
- (b) 介護医療院
- (c) ケアハウス
- (d) 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13m²以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）
- (e) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(社会福祉法人を設立等する場合)
- (f) 認知症高齢者グループホーム
- (g) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (h) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (i) 生活支援ハウス
- (j) サービス付き高齢者向け住宅

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。

d 介護施設等における看取り環境整備推進事業

(22) ウ(ア)b の表 1 中介護施設等欄に掲げる施設等（ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。）や養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

e 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。

- (a) 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）
- (b) 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）

- (c) 小規模多機能型居宅介護事業所
 - (d) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (才) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業
介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援することとする。
- a 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業
次に掲げる施設等（いずれも定員規模は問わない。）において、感染拡大のリスクを低減するために、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。
 - (a) 特別養護老人ホーム
 - (b) 介護老人保健施設
 - (c) 介護医療院、介護療養型医療施設
 - (d) 養護老人ホーム
 - (e) 軽費老人ホーム
 - (f) 認知症高齢者グループホーム
 - (g) 小規模多機能型居宅介護事業所
 - (h) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (i) 有料老人ホーム
 - (j) サービス付き高齢者向け住宅
 - (k) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
 - (l) 生活支援ハウス
 - b 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業
対象事業は、次のとおりとし、対象事業所等は、ウ（才）a(a)～(l)に掲げる施設等（いずれも定員規模は問わない。）とする。
 - (a) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援
ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。
 - (b) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援
介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。
 - (c) 2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援
介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するため、家族と利用者が接することのないように面会室への出入り口を複数設け、対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための事業を対象とする。
 - c 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業
介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。対象事業所等は、ウ（才）a(a)～(i), (k)及び(j)に掲げる施設等（いずれも定員規模は問わない。）とする。

(カ) 介護職員の宿舎施設整備事業

(22) ウ(ア) b の表 1 中介護施設等欄に掲げる施設等 (いずれも、定員規模は問わない。) の事業者が当該介護施設等に勤務する職員 (職種は問わず、幅広く対象) の宿舎を整備するための費用の一部を対象とする。

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。(23) ウにおいても同じとする。

整備区分	整 備 内 容
創 設	<p>新たに宿舎を整備すること。</p> <p>※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。</p> <p>※ 空き家等の既存建物を改修 (本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修 (壁撤去等) で工事を伴うもの) して、宿舎を整備する事業を含む。</p>
増 築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	<p>既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。(一部改築を含む。)</p> <p>※ 1 取壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※ 2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。</p>
増改築	<p>既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。)</p> <p>※ 1, ※ 2について同上。</p>
改修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修 (壁撤去等) で工事を伴うものであること。

補助対象となるのは、上記で規定する施設等 (建築中のものを含む。) に勤務する職員数分の定員規模までであって、1 定員当たりの延べ床面積 (バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。) 33m²以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設等の状況その他の事情を勘案し、近傍 (原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。) 類似の家賃と比較して低廉なものとすること。

設置場所については、利用の便 (近接地、通勤経路) の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

入居者については、上記で規定する施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該施設等の職員の利用に支障のない範囲 (定員規模の 2割以内) において、当該職員の家族等や上記に規定する施設等以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所 (サービス付き高齢者向け住宅を含む。) に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

土地所有者 (オーナー) が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認

を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

エ その他

介護施設等の整備に関する事業に係る県計画及び市町計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するとともに、地域医療・介護の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討等を行い、事業実施後は、事後評価等を行うものとする。

また、あらかじめ、幅広い地域の関係者（知事、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者）の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(ア) 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

(イ) 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

(ウ) 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

(エ) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。

(オ) 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

(カ) 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

(キ) 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

また、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の改正に伴い、令和 4 年 4 月以降、災害レッドゾーン（都市計画法第 33 条第 1 項第 8 号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）における介護施設等の新規整備ができなくなる予定であることを踏まえ、令和 3 年度以降は、災害レッドゾーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、以下のとおりの取扱いとする。

① 介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、エの事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配慮すること。

② 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、安全上及び避難上の対策を補助の条件とすること。

(23) 介護施設等整備事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）

ア 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスという。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、平成27年度国補正予算措置による在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

ウ 事業内容

次に掲げる事業を実施する事業者に対して市町が助成する事業を対象とする。ただし、介護施設等整備事業として適当と認められない事業を除く。

(ア) 地域密着型サービス等整備等助成事業

a 地域密着型サービス等整備助成事業

次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
 - ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
 - ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。
- (b), (c), (e)及び(f)については、空き家を活用して整備する事業も対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

(a) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ用居室

(b) 認知症高齢者グループホーム（空き家を活用した整備を含む。）

(c) 小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用した整備を含む。）

(d) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(e) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用した整備を含む。）

(f) 認知症対応型デイサービスセンター（空き家を活用した整備のみ）

(g) 施設内保育施設

b 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

県計画及び市町計画に定める表1介護施設等欄に掲げる施設を1施設創設することを条件に、表1中補助対象施設欄に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業者に対して市町が助成する事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同

一敷地内又は近接の設置に限定されない。

【表1】

介護施設等	補助対象施設
<ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・特定付きケアハウス・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所・介護付きホーム <p>※いずれも定員規模及び助成の有無は問わない。</p>	<ul style="list-style-type: none">・広域型特別養護老人ホーム・広域型介護老人保健施設・広域型介護医療院・広域型養護老人ホーム・広域型軽費老人ホーム

介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、県計画及び市町計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。

(イ) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

a 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、次に掲げる施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

- (a) 特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ用居室
- (b) 認知症高齢者グループホーム
- (c) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (d) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (e) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (f) 施設内保育施設

b 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業

(23) ウ(ア) b の表1 中介護施設等欄に掲げる施設等や特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室や養護老人ホーム及び施設内保育施設において、(22) ウ(ア) b の表2中(1) 又は(2)に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、(25) 才の介護ロボット導入支援事業及び才のICT導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中

の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象となるない。

（ウ）定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

- a 特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ用居室
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院
- d 養護老人ホーム
- e 認知症高齢者グループホーム
- f 小規模多機能型居宅介護事業所
- g 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- h 施設内保育施設

（エ）介護職員の宿舎施設整備事業

（23）ウ（ア）b の表1 中介護施設等欄に掲げる施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設等に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を対象とする。

補助対象となるのは、上記で規定する施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33m²以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。

設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

入居者については、上記で規定する施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や上記に規定する施設等以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であるとの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

エ その他

介護施設等の整備に関する事業に係る県計画及び市町計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するとともに、地域医療・介護の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討等を行い、事業実施後は、事後評価等を行うものとする。

また、あらかじめ、幅広い地域の関係者（知事、医療又は介護を受ける立場にある者、医

療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者)の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (ア) 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
- (イ) 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。
- (ウ) 過疎、山村、離島等において、適切な入所者待遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
- (エ) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- (オ) 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。
- (カ) 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。
- (キ) 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

また、都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正に伴い、令和4年4月以降、災害レッドゾーン（都市計画法第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）における介護施設等の新規整備ができなくなる予定であることを踏まえ、令和3年度以降は、災害レッドゾーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、以下のとおりの取扱いとする。

- ① 介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、エの事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配慮すること。
- ② 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、安全上及び避難上の対策を補助の条件とすること。

(24) 福祉・介護人材のマッチング・基盤整備事業

ア 介護職場復帰を希望する介護福祉士の再就職支援実施事業

(ア) 目的

この事業は、介護職の経験のある介護福祉士の掘り起しと再就職を支援するため、就業のブランクにより生じる介護技術に対する不安感の解消や働き方など本人の希望に適した事業所の情報提供等を行い、就業に結び付けることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、介護労働安定センター広島支部とする。

イ 福祉・介護人材確保基盤整備事業

(ア) 目的

この事業は、各市町域で設置する福祉・介護人材に係る協議・連携組織の取組を支援す

ることで、地域の実情に応じた効果的な福祉・介護人材確保等対策を促進することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会及び市町とする。

(ウ) 事業内容

各市町・圏域で設置する福祉・介護人材に係る協議・連携組織の取組の支援等を行う。

ウ 広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会運営事業

(ア) 目的

この事業は、平成24年度に設置した協議会がこれまで実施してきた福祉・介護人材確保・育成・定着に係る事業等のノウハウを活用して、コーディネート役を果たすとともに、事業全般を推進し、取組みを強化することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会とする。

(ウ) 事業内容

行政や福祉・介護関係団体等で構成する協議会、部会、ワーキング会議等の運営及び福祉・介護人材の確保・育成・定着に係る事業の企画・開催に向けた支援を行う。

(25) 福祉・介護の職場改善事業

ア 自己点検ツール活用及びフォローアップ研修の開催事業

(ア) 目的

この事業は、施設・事業所自らが人材確保・定着に向けた改革、発展を行うため自己点検ツールを活用することにより、施設・事業所における就業環境改善につなげることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会とする。

(ウ) 事業内容

自らの職場環境の課題を客観視する指標としての「就業環境自己点検ツール」を提供し、職場で課題点を話し合うワークショップ等につなげ、就業環境改善を促進する。

また、多くの施設・事業所の参加を促進するため、経営者、管理職等を対象に、活用方法や問題解決策の検討方法等を内容としたフォローアップ研修等を行う。

イ 人材マネジメントスキル向上事業

(ア) 目的

魅力ある職場づくりを促進し、離職率の低下等につなげるため、施設・事業所の管理者等のマネジメント力の向上を図ることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会とする。

(ウ) 事業内容

事業所の経営者、管理職等を対象に、職員育成方法、労務管理方法等の人材マネジメントスキル向上を目的とした①経営者意識改革、②管理者・中間管理者、③人事担当者向け採用戦略セミナーを開催する。

施設・事業所の就業環境の改善における先行事例の提供とスキル習得の支援を行う

ウ 優良法人の認証及びコンサルティングの実施事業

(ア) 目的

この事業は、「魅力ある福祉・介護の職場宣言」制度に基づき、優良法人を認証し、公表することで、各職場環境の改善及び、福祉・介護業界全体のイメージアップにつなげることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会とする。

(ウ) 事業内容

働きやすさと利用者へのサービスの質の向上に積極的に取組む法人を、「魅力ある福祉・介護の職場宣言」法人として認証し、広く求職者や県民に情報発信する。

「業界の常識として」スタンダード認証法人を、「業界の牽引役」としてプラチナ認証法人を認証し、優良法人としてアピールするほか、業界全体のイメージアップに寄与する取組等を支援・促進する。

エ 福祉・介護職場の合同入職式開催事業

(ア) 目的

この事業は、福祉・介護職に新たに就職した従事者を激励するとともに、職場を超えた仲間（同期）との絆を深め、仕事に向かう意欲を高めてもらうことにより、福祉・介護職場の定着促進やイメージアップを図ることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県介護福祉士会とする。

(ウ) 事業内容

福祉・介護事業所に新たに入職した従事者を対象に合同入職式を開催し、知事からメッセージカードを授与する。

また、年3回の研修を通じて、同期としての仲間意識を高め、悩みを相談し、励まし合える関係づくりを築くことにより、福祉・介護人材の育成・定着を図る。

オ I C T・介護ロボット導入支援事業

(ア) 目的

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策としてI C T機器や介護ロボットの導入支援を行うことを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島ブロックとする。

(ウ) 事業内容

I C T機器や介護ロボットの魅力を施設・事業所に周知するため、県内各地で説明会を開催するとともに、厚生労働省が示した補助要件等によりI C T・介護ロボットの導入支援を行う。

(26) 福祉・介護職のイメージ改善・理解促進事業

ア 福祉・介護のイベントの開催事業

(ア) 目的

この事業は、福祉・介護への関心を高め、福祉・介護職のイメージアップを図り、社会全体で支える意識を醸成することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会、広島市老人福祉施設連盟とする。

(ウ) 事業内容

県民が福祉・介護を身近に感じ、当事者としての意識を深められるような啓発イベントやセミナーを通じて、福祉・介護職場の魅力発信を行う。

また、技術的な奥深さへの理解促進として福祉・介護技術を競う大会や最新福祉・介護用具の紹介等を行う。

イ 小中学生に向けた啓発活動事業

(ア) 目的

この事業は、小中学生や教員・家族等の福祉・介護への関心や理解を深めるとともに、将来的な担い手の確保につなげることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県介護福祉士会とする。

(ウ) 事業内容

県内の小中学校を訪問し、啓発ミニ講座を実施するとともに、「介護の日」に表彰を行うポスターの募集を行う。

ウ 高校大学出前講座事業

(ア) 目的

この事業は、高校・大学生や教員・家族等への福祉・介護への関心や理解を深めるとともに、将来的な担い手の確保につなげることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県介護福祉士会とする。

(ウ) 事業内容

県内の高校・大学を訪問し、福祉・介護の魅力等を伝える講演会を実施するとともに、「介護の日」に表彰を行うポスターの募集を行う。

エ 介護事業所・養成型施設体験理解促進事業

(ア) 目的

この事業は、地域住民や生徒・学生等の福祉・介護への関心や理解を深めるとともに、将来的な担い手の確保につなげることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会及び県介護福祉士会とする。

(ウ) 事業内容

地域住民や生徒・学生等を対象に、各地域の「魅力ある福祉・介護の職場宣言～ひろしま～」の認証法人の施設・事業所等において職場見学や体験会を行う。

見学・体験者のうち希望者に対し、就業につながるような施設・事業所の情報提供やマッチング支援を行う。

(27) 助け合いによる生活支援の担い手養成事業

ア 住民リーダー養成等事業

(ア) 目的

この事業は、介護保険法に基づく要支援者に対する予防給付のうち、訪問介護、通所介護は、平成27年4月の法改正に伴い、平成29年度末までに、市町が取り組む地域支援事業の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に移行することとなったため、新制度への円滑な移行の取組を支援することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会とする。

(ウ) 事業内容

住民リーダー養成に係る研修（相談スキルの修得、高齢者のニーズ把握、地域課題・資源の状況の把握方法、新たな担い手やサービスの開発・組織化、実践例を通したリーダーとしての役割等）、外部講師による講義や現に活動を行っている活動者によるワークショップ形式研修を実施するとともに、各市町1か所の日常生活圏域をモデルとして、住民主体の介護予防・生活支援の仕組みを構築し、その効果を他の日常生活圏域へ波及を図る。

イ コミュニティ・ソーシャルワーク実践者養成事業

(ア) 目的

この事業は、介護保険法に基づく要支援者に対する予防給付のうち、訪問介護、通所介護は、平成27年4月の法改正に伴い、平成29年度末までに、市町が取り組む地域支援事業の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に移行することとなったため、新制度への円滑な移行の取組を支援することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉士会とする。

(ウ) 事業内容

住民リーダーだけでは対応できない、地域における生活困窮、虐待、閉じこもりなどの困難な課題を解決していくため、知識を持った人材を地域の中に養成する。

(28) 福祉・介護人材の資質向上支援事業

ア 県標準マニュアルによる介護技術向上研修事業

(ア) 目的

この事業は、県内標準化マニュアルとして作成した「介護基礎技術ハンドブック」を活用し、基本技術の標準化とレベルアップを図ることを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会とする。

(ウ) 事業内容

県内標準化マニュアルとして作成した「介護基礎技術ハンドブック」を活用した研修を、各地域で開催する。

施設・事業所の新任職員及び指導者のペア研修を行うことで、未経験者の技術習得だけでなく指導技術のレベルアップと現場への浸透を図る。

イ 認知症高齢者の虐待防止研修及び相談会事業

(ア) 目的

この事業は、小規模福祉・介護事業所従事者における認知症高齢者の虐待防止等に関する資質向上等を行うことを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は県介護福祉士会とする。

(ウ) 事業内容

小規模事業所に所属する介護経験3年未満の新任職員を対象に、介護人材の質の向上に係ることを目的とした集合研修会を開催する。

ウ 介護職員新任基礎研修事業

(ア) 目的

この事業は、小規模福祉・介護事業所従事者における新人職員の資質向上及び離職防止等を行うことを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県シルバーサービス振興会とする。

(ウ) 事業内容

小規模事業所に所属する介護経験3年未満の新任職員を対象に、介護人材の質の向上及び離職防止等を目的とした集合研修会を開催する。

エ 中堅職員等研修会実施事業

(ア) 目的

この事業は、小規模福祉・介護事業所従事者における中堅職員等の資質向上及びモチベーションアップ等を行うことを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県シルバーサービス振興会とする。

(ウ) 事業内容

小規模事業所に所属する介護経験5年程度の職員を対象に、中堅職員等の資質向上及びモチベーションアップ等を目的とした集合研修を開催する。

オ 新任訪問介護員養成研修事業

(ア) 目的

この事業は、小規模福祉・介護事業所とした訪問介護事業所の初任介護従事者を対象に制度・サービスの理解等、基本的な業務の習得を行うことを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県訪問介護事業連絡協議会とする。

(ウ) 事業内容

小規模事業所とした訪問介護事業所に所属する介護経験3年未満の新任職員を対象に、制度・サービスの理解等、基本的な業務等を目的とした集合研修会を開催する。

カ 小規模事業所介護人材育成事業

(ア) 目的

この事業は、小規模事業所に係る、事業所のレベルに応じた技術指導、技術セミナー等により資質の向上を目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県シルバーサービス振興会及び市町とする。

(ウ) 事業内容

小規模事業所に対し専門職（社会福祉士、介護福祉士等）が各事業所に出向き資質の向上に繋がる研修会を開催する。

キ 認知症ケア向上のための研修事業

(ア) 目的

この事業は、現状に沿った認知症のケア方法や知識等を習得すること目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、認知症グループホーム協会とする。

(ウ) 事業内容

県内のグループホーム入居者等を対象に調査・分析を行い、現状に即した認知症ケアの研修を実施する。

(29) 喫痰吸引等特定行為の実施体制強化事業

ア 目的

この事業は、喀痰吸引等特定行為のできる介護職員やその指導者を資質・量ともに充実させ、実施体制強化を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県老人福祉施設連盟、広島市老人福祉施設連盟及び深安地区医師会とする。

ウ 事業内容

喀痰吸引等特定行為のできる介護職員向けの研修、及びその指導看護師の養成・フォローアップ研修に対し、開催支援を行う。

(30) ケアマネジメント機能強化事業

ア 目的

この事業は、高齢者の状態に応じた適切なケアマネジメントを提供するため、介護支援専門員（ケアマネジャー）のスキルアップを図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県介護支援専門員協会、県社会福祉協議会、及び市町とする。

ウ 事業内容

(ア) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成

- a 講師養成研修の実施
- b ファシリテーター養成研修の実施
- c 実習指導者養成研修の実施
- d 介護支援専門員資質向上研修の実施

(イ) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の専門性強化

- a 研修向上委員会の運営
- b 地域ブロックを活用した専門性強化事業の実施
- c 先進事例を学ぶシンポジウムの開催
- d ケアマネマイスター広島の選考
- e ケアマネマイスター広島の派遣
- f 研修評価システムの再構築

(ウ) (ア) 及び (イ) の業務をオンラインで実施するに当たって必要になる環境の整備

(エ) 新たなケアプラン策定手法の構築

新手法による効率的なケアプラン作成モデル事業を実施し、効果等を検証する。

(31) 生活相談員のスキルアップ研修事業

ア 目的

この事業は、介護老人福祉施設における相談・援助及び苦情対応業務の役割を担っている職員に対して、援助技術および人的資源の地域での効果的な活用研修を実施することにより、入所申込者に対する適切なケアを行うとともに、施設の社会貢献を促進することで高齢者の在宅での生活を支援することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県老人福祉施設連盟とする。

ウ 事業内容

介護老人福祉施設の入所申込者に対する適切なケアを提供するとともに、施設の社会貢献を促進することで、高齢者が在宅を基本とした生活を継続することを目指して、次の研修等

を実施する。

(ア) 生活相談員スキルアップ研修

相談・援助及び苦情対応業務の役割を担っている職員を対象に、対人援助手法や相談・助言・ニーズ把握などのアセスメント手法、地域の医療・福祉関係者とのネットワーク構築手法を習得するための研修

(イ) 入所決定統一化に伴う環境の整備

複数の施設への入所申込に対して適切な管理を行い、入所判定に係る透明性・公平性を確保するとともに、事務の省力化による業務改善を図り、本来業務である入所者、入所申込者への相談業務の質を高めるための入所申込者の管理・判定ソフトの作成

(32) 認知症医療・介護研修事業

ア 目的

この事業は、認知症高齢者に対して状態に応じた適切な医療・介護サービスを提供するために必要な対応力の向上を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

ウ 事業内容

(ア) 医療従事者等に対し、認知症の基本的知識等の取得及び認知症の人への対応力向上を目的とした研修を実施する。

(イ) 高齢者介護実務者等に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施する。また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施する。

(33) 権利擁護人材の担い手養成・確保事業

ア 生活支援員等養成等事業

(ア) 目的

この事業は、権利擁護を必要とする高齢者等に対して必要な支援（福祉サービス利用援助、成年後見制度（法人後見））が受けられるよう普及啓発を図るとともに、その支援を行う福祉サービス利用援助事業等の生活支援員や法人後見支援員を養成・確保することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、社会福祉法人広島県社会福祉協議会とする。

(ウ) 事業内容

権利擁護としての福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の普及啓発を行うとともに、生活支援員等の権利擁護人材の担い手を行政及び関係機関等と連携し、養成・確保する。

イ 市民後見人養成事業

(ア) 目的

この事業は、権利擁護を必要とする高齢者等に対して必要な支援（成年後見制度（市民後見））が受けられるよう、その支援を行う市民後見人を養成・確保することを目的とする。

(イ) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

(ウ) 事業内容

市民後見人の養成研修と養成研修後のフォローアップを含めた研修等のサポート体制の構築を行う。

(34) 介護予防・重度化予防推進事業

ア 目的

この事業は、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）等の資質を向上させることにより、在宅での自立支援に向けた介護予防と在宅での療養生活を可能とすることで重度化予防を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県老人保健施設協議会、県リハビリテーション支援センター、県作業療法士会、県理学療法士会及び県言語聴覚士会等のリハビリテーション関係団体とする。

ウ 事業内容

高齢者に対してリハビリテーションを提供する専門職に対して、高齢者の集合場所や自宅での自立を目指してリハビリ技術の習得等を目的とした次の研修等を実施する。

- (ア) 老人保健施設退所者への生活リハビリテーションの提供及び市町が実施する介護予防教室へのリハビリテーションの提供を行うために必要な研修及びそれに関する関係者会議権利擁護制度の普及啓発と生活支援員等の養成
- (イ) 回復期病棟及び在宅で療養する慢性期の患者等に対するリハビリテーションの提供を行うために必要な研修及びそれに関する関係者会議
- (ウ) 介護サービス事業所（通所介護事業所等）の利用者に対するリハビリテーションの提供を行うために必要な研修及びそれに関する関係者会議

(35) 地域医療支援病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業

ア 目的

この事業は、地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等において、周術期医科歯科連携登録医等による訪問診療の実施や退院時の歯科診療所の紹介により、周術期患者に対する口腔機能管理を実施できる体制の構築を目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、福山市歯科医師会とする。

ウ 事業内容

周術期医科歯科連携を推進するため、次の事業を実施する。

- (ア) 周術期口腔機能管理の重要性を周知するための啓発
- (イ) 周術期口腔機能管理が可能となる人材を育成するための研修実施
- (ウ) 周術期医科歯科連携登録歯科医等を地域医療支援病院等へ紹介

(36) 終末期における新たな住まい方創出支援等事業

ア 目的

この事業は、高齢者等が住み慣れた地域での生活を継続し、終末期まで自分らしく生きるため、新たな住まいの形態として、共同生活の場（ホスピスホーム）の創出を支援するとともに、終末期における医療や介護の受け方等について、家族や医療機関等が共有する取組（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の県民への啓発を進めることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、地区医師会とする。

ウ 事業内容

- (ア) ホスピスホームの整備等

住み慣れた地域で安心して終末期を過ごし、看取りまで行う新たな住まいの場（ホスピスホーム）の整備を行うとともに、その効果等について県内全域への周知及び普及啓発を図る。

（イ）ACPの普及啓発

本人や家族の意思を尊重した終末期の支援を行うため、「ACP」の普及啓発を行い、その成果の県内全域への普及・展開を図る。

（37）病床機能分化・連携促進基盤整備事業

ア 目的

この事業は、医療機関の病床機能の転換や事業縮小等に係る自主的な取組を支援することにより、病床の機能の分化及び連携を推進することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、病院又は有床診療所とする。

ウ 事業内容

（ア）回復期病床への転換に係る事業

回復期以外の病棟（室）を地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）へ転換（事業を実施する施設において10床以上の病床転換を伴うものに限る。）する際に必要となる施設・設備整備に対する支援を行う。

なお、この事業を実施する施設については、病床機能報告において、整備後に「回復期病床」と報告することとする。

（イ）医療機関の事業縮小に係る事業

各圏域において過剰とされている病床を削減（事業を実施する施設において10床以上の病床削減を伴うものに限る。）することに伴う次の取組に対する支援を行う。

- a 不要となった病棟（室）等を他の用途へ変更（機能転換を除く）する際に必要な施設整備
- b 不要となった建物・医療機器の処分
- c 職員の早期退職に要する経費

（ウ）複数医療機関間の連携による病床再編事業

複数医療機関間で合意した再編計画（計画全体で10床以上の病床削減を伴うものに限る。）に基づき実施する次の取組に対する支援を行う

- a 病床再編に伴い必要となる施設・設備整備
- b 病床再編に伴い不要となった建物・医療機器の処分及び医療機器の移転（事業を実施する施設において病床削減を伴うものに限る。）

エ その他

ウに掲げる事業を実施するに当たっては、その事業内容が、事業を実施する施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において、圏域の病床機能分化・連携の推進に即したものと確認されたものであることが必要である。

（38）在宅医療推進実践同行研修事業

ア 目的

この事業は、在宅医療体制の整備を推進するため、新たに在宅医療に取り組む医師に対して、実践的な同行研修を実施し、県内の在宅医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県医師会とする。

ウ 事業内容

- (ア) 新たに在宅医療に取り組む医師に対し、在宅医療を実践している医師に同行し、在宅医療の実際を学ぶための同行研修を実施する。
- (イ) 同行研修に参加できない医師への啓発、研修後のフォローアップ等を目的として、修練研修を実施する。
- (ウ) 同行研修の実施に係る事項について、運営委員会等により実施体制等の検討、協議、検証、その他必要な事業を行う。

(39) 心不全患者包括ケアネットワーク連携支援事業

ア 目的

この事業は、高齢化とともに増加する心不全患者に対し、退院後に在宅で心臓リハビリテーション等を継続できるよう、心不全に係る在宅医療連携体制の基盤を整え、心不全患者の生活の質を向上させるとともに、心不全の再発を予防し、再入院率を維持することにより、医療費の抑制を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、広島大学病院内の「広島大学病院心不全センター」（以下「心不全センター」という。）及び心不全センターが指定した「地域心臓いきいきセンター」とする。

ウ 事業内容

- (ア) 在宅での患者支援体制を整備するため、新たに回復期を担う病院を認定し、地域心臓いきいきセンター及び心臓いきいき在宅支援施設とともに有機的かつ効率的に連携できる体制を構築する。
- (イ) 在宅支援施設へ心不全の再発・再入院防止に対する啓発を行うため、必要な会議、研修会等を開催するものとする。
- (ウ) 心不全患者の実態把握及び再入院要因の分析等を実施するものとする。

(40) 歯科技工士人材育成事業

ア 目的

この事業は、歯科診療の実施にあたり必要となる義歯及び歯科補綴物の製作に携わる歯科技工士の質の向上を図り、在宅歯科診療をはじめとした地域の歯科診療提供体制を充実させることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県歯科技工士会とする。

ウ 事業内容

精度の高い良質な義歯・歯科補綴物の製作が可能な人材を育成するためのデジタル技術研修等を実施する。

(41) 訪問介護看護人材育成事業

ア 目的

この事業は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の普及に向けて、サービス提供の実態把握、対応できる人材の育成及び確保に関する課題及び対策の検討や研修会等について助成し、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の普及を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、地区医師会とする。

ウ 事業内容

(ア) 「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護」に対応できる人材育成のための研修会等を実施する。

(イ) 「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護」の普及に係る事項について、地域の関係機関等で構成される検討会議等により調査、検討、協議、その他必要な事業を行う。

(42) 地域リハビリテーション活動推進事業

ア 目的

この事業は、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）等が、通所型サービス、訪問型サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場などに関与することで、地域における介護予防の取組が機能強化されるよう、広域的な支援により活動の効果的・効率的な実施を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県老人保健施設協議会、県リハビリテーション支援センター等のリハビリテーション関係団体とする。

ウ 事業内容

リハビリテーション専門職等の関与により、自立支援の取組の促進、介護予防ケアマネジメント力の向上、住民運営の通いの場の地域展開等が効果的・効率的に実施されるよう、次の広域的な支援を行う。

(ア) 活動実態等の現状と課題を踏まえた地域リハビリテーション活動マニュアルの作成及びそれに関する関係者会議

(イ) マニュアル配布等による地域リハビリテーション活動の関係者への周知及び情報発信

(43) 介護保険における自立支援推進事業

ア 目的

この事業は、高齢者が在宅での生活を継続できるよう、高齢者の介護予防意識を高めるツールを開発し、その効果的な活用により、高齢者の主体的な介護予防の取組を推進することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県地域包括・在宅介護支援センター協議会とする。

ウ 事業内容

(ア) 自立支援に関するツールの普及効果検証・分析

(イ) 自立支援に関する推進会議の開催

(ウ) 自立支援に関するツールの作成・改訂

(エ) 専門職、市町職員、地域住民等を対象とした自立支援に関する研修の実施

(44) 歯科衛生士修学支援事業

ア 目的

この事業は、就業歯科衛生士の地域偏在の解消を図り、在宅歯科診療をはじめとした地域の歯科診療提供体制を充実させることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県歯科医師会とする。

ウ 事業内容

(ア) 中山間地域等の就業歯科衛生士が不足している市町の歯科診療所に就業を希望する県内の歯科衛生士養成校の学生に対し、修学支援金を貸与する。

(イ) 修学支援金貸与事務に係る運営会議の開催、対象学生の選考試験、制度の広報等を実施する。

(45) 在宅歯科医療推進のための歯科医師・歯科衛生士の資質向上事業

ア 目的

この事業は、要介護者等へ質の高い在宅歯科医療の提供等を行うことができる歯科医師・歯科衛生士の育成を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県歯科医師会及び県歯科衛生士会とする。

ウ 事業内容

要介護者など特別な配慮が必要な者への歯科診療等を行う歯科医師・歯科衛生士に対し、高度な技術を必要とする歯科医療、口腔機能維持・向上のための口腔ケア、在宅歯科医療における多職種協働等に関する研修を実施する。

(46) 保育サポーターバンク事業

ア 目的

この事業は、出産や育児中の女性医師等が就業を継続するために必要な支援を行うために、相談員を配置し、ニーズに応じた支援を行う人材の確保等を行うなどの体制を整備することにより、女性医師等の育児による離職防止を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県医師会とする。

ウ 事業内容

(ア) 相談員を配置し、女性医師等からの保育ニーズ等に関する相談に応じるとともに、ニーズに応じた支援策を検討し、支援を行う者（以下「保育サポーター」という。）とのマッチングにより、派遣・調整を行う。

(イ) 女性医師等のニーズに対応するため、より多くの保育サポーターを確保するための広報活動等を行うとともに、支援を必要とする女性医師等の利用が促進されるよう、事業の普及・啓発を行う。

(ウ) 女性医師等や保育サポーターが安心して利用ができるよう、保育サポーターに対する研修等を実施し、質の確保を図る。

(エ) この事業の適切な運営を図るため、協議の場を設け、定期的に事業の検証を行う。

(47) ひろしま DM ステーション構築事業

ア 目的

この事業は、糖尿病診療における、かかりつけ医と糖尿病診療拠点・中核病院との連携が十分でない地域において、遠隔での適切な療養指導を実施できる体制を整えるとともに、地域の医療機関に対する療養指導方法の実践的な研修を実施することにより、本県における糖尿病診療に関する医療連携体制の補完と糖尿病診療の均一化を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、広島大学内の「ひろしま DM ステーション」（以下「DM ステーション」という。）とする。

ウ 事業内容

(ア) かかりつけ医と患者情報を共有する医療情報ネットワークシステムを構築し、DM ステーションの専属医療スタッフからかかりつけ医に対して、個々の患者の適切な療養指導についての情報をフィードバックする。

(イ) かかりつけ医の診療所や病院に専属医療スタッフを定期的に派遣し、現地の医療スタッフに具体的な療養指導方法の教育・研修を行う。

(48) 要介護高齢者の家族による在宅リハビリ支援事業

ア 目的

この事業は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による多職種リハビリーションチームにより、家族がリハビリを行える体制を構築し、高齢者の要介護状態等の軽減や悪化の防止・介護給付費の抑制を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、広島県慢性期医療協会とする。

ウ 事業内容

(ア) リハビリ職の指導のもとに、在宅で家族が施行できるリハビリマニュアル、口腔ケア・栄養管理等のマニュアルの検討・作成

(イ) 障害の評価を行い、安全を確保した上で、リハビリ職が家族にリハビリの手法を指導するシステムの確立

(ウ) (ア) 及び (イ) を活用したモデル事業の実施、効果検証、マニュアルの見直し・改善

(エ) マニュアルを教材として、在宅での家族によるリハビリを普及

(49) 勤務医労働時間短縮事業

ア 目的

令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を推進することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（令和3年3月2日一部改正、厚生労働省医政発0302第3号）の別紙3（勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業）の2-(1)対象医療機関の要件を満たす医療機関とする。

ウ 事業内容

「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する。

(50) 介護サービス相談員育成に係る研修支援事業

ア 目的

介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るために、介護サービス相談員を育成するための研修費用について助成し、介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

ウ 事業内容

公益団体が実施する次の研修費用を助成する。

(ア) 介護サービス相談員になるために義務付けられている研修

(イ) 養成研修修了者を対象とする研修（最新の介護保険情報や必要な知識、技術の習得を図り、介護サービス相談員としての資質の向上を図るための研修）

(ウ) 現任研修Ⅰ修了者を対象とする研修

(エ) 市町の介護サービス相談員派遣等事業担当者を対象とする研修

(51) 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業

ア 目的

この事業は、介護分野への就職を予定している者に対して支援金の貸付を行うことにより、幅広く新たな介護人材を確保することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、県社会福祉協議会とする。

ウ 事業内容

(ア) 福祉系高校修学資金貸付事業

福祉系高校の学生に対して修学や就職の準備に必要な経費について、返済免除付きの支援金の貸付を行う。

(イ) 介護分野就職支援金貸付事業

他業種で働いていた者等が介護分野における介護職として就職する際に、返済免除付きの支援金の貸付を行う。

(52) 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症の発生による通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことで、必要な介護サービスを継続して提供できる環境を整備することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、指定都市及び中核市とする。

ウ 事業内容

感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費を支出する次に掲げる介護サービス事業所・施設等に対して、指定都市及び中核市が助成する事業を対象とする。

(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）

(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

エ その他

(ア) 令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和3年4月8日老発0408第1号厚生労働省老健局長通知）を適用する。

(イ) 指定都市及び中核市以外に所在する事業所・施設等については、広島県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱により対応する。

(53) 薬剤師の在宅チーム医療連携事業

ア 目的

この事業は、在宅医療に参画し、多職種連携ができる薬剤師を増やし、薬剤師による在宅医療の量と質の向上し、在宅医療体制を充実させることを目的とする。

イ 事業実施主体

この事業の実施主体は、県薬剤師会とする。

ウ 事業内容

薬局や介護職等から薬局との連携に関する課題を調査・検討し、地域の薬局と介護職等を対象とした研修を実施する。

(雑則)

第3条 この要綱に基づく事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月8日から施行し、平成26年12月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月9日から施行し、平成28年7月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。